

平成 31 年 1 月 15 日

各 位

水 谷 建 設 株 式 会 社
管財人・代表取締役社長 堤 節夫
管財人 天野 勝介

会社更生手続終結決定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、平成 23 年 12 月 31 日に、大阪地方裁判所より更生手続開始決定を受けた後、平成 25 年 3 月 31 日には、同裁判所より更生計画の認可決定をいただき、全社を挙げて更生計画の遂行に取り組んでまいりました。

この間、弊社の業績は順調に推移し、平成 25 年 8 月の第 1 回弁済から平成 30 年 8 月の第 6 回までの各弁済を遅滞なく実施してまいりました。また、今般、残る第 7 回弁済から第 9 回弁済を合わせて一括弁済する許可を大阪地方裁判所よりいただき、昨年 12 月 28 日にこれらの弁済を実施いたしました。

これに伴い、弊社は、大阪地方裁判所に対して更生手続終結の申立を行い、本日、更生手続終結の決定をいただくことができました。

このように早期に更生手続を終結することができましたのは、ひとえに債権者の皆様のご理解とお取引先の皆様はじめ関係各位の多大なるご配慮とご支援の賜物でございます。ここに謹んでご報告申し上げ、衷心より厚く御礼申し上げます。次第でございます。

今般の更生手続終結により、弊社は裁判所の監督下を離れ、堤節夫及び天野勝介は共に任務終了により管財人を退任いたしますが、引き続き代表取締役社長として職務の執行にあたる堤節夫の下、新生水谷建設として再出発いたします。今後も、皆様への感謝の気持ちを忘れることなく、高い技術及び施工能力をもった強い企業として地域・社会に貢献できることをめざし、役職員一丸となって邁進する所存でございます。

つきましては、今後とも倍旧のご支援並びにご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

平成23年(ミ)第3号 会社更生事件

決 定

三重県桑名市大字蛸塚新田328番地

更生会社 水谷建設株式会社

管財人 天野 勝介

管財人 堤 節夫

主 文

本件更生手続を終結する。

理 由

本件更生会社においては、平成25年3月31日、更生計画が認可され、当該更生計画が遂行されたので、管財人の申立てにより、会社更生法239条1項1号を適用して、主文のとおり決定する。

平成31年1月15日

大阪地方裁判所第6民事部

裁判長裁判官 川 畑 正 文

裁判官 尾 河 吉 久

裁判官 藤 田 晃 弘

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 簀 原 紀



31.1.15